

金融庁業務継続計画

（首都直下地震対応編）

平成 23 年 12 月 14 日

金 融 庁

目 次

はじめに	1
1. 背景と位置付け	1
2. 業務継続の基本方針	2
3. 本計画の構成	2
第1章 適用範囲、想定する災害・被害等	3
1. 適用範囲	3
2. 想定災害	3
3. 被害想定	3
4. 周辺環境想定	4
第2章 実施・継続すべき優先業務	5
1. 実施・継続すべき優先業務の抽出にあたっての考え方	5
2. 非常時優先業務	6
3. 非常時優先業務以外の業務の取扱い	10
第3章 非常時優先業務を実施・継続するための執行体制の確保	11
1. 非常時参集要員の指定	11
2. 想定災害発生時における職員の行動	12
3. 職員の安否確認	14
4. 権限委任	15
第4章 非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保	15
1. 庁舎・設備	15
2. 通信の確保	16
3. 行政情報システム	17
4. 広報	17
5. 帰宅困難者への対応	17
6. 今後の取組み	18
第5章 教育・訓練及び計画の見直し	18
1. 教育・訓練等	18
2. 本計画の検証・見直し	19

はじめに

1. 背景と位置付け

近年、地震や洪水等の自然災害、感染症、サイバーテロ等の脅威へのリスクが高まる中、このようなリスクが顕在化した場合においても、我が国経済の基礎インフラである金融システムの機能を維持することは重要な課題である。とりわけ、我が国で頻発する地震への対応については、先般の東日本大震災からの教訓も踏まえ、金融システムを構成する各機関が現行の業務継続体制を改めて検証することが重要である。

平成 17 年 9 月に決定された「首都直下地震対策大綱」においては、「経済機能」（中央銀行、主要な金融機関及び決済システム、それぞれのオフィス・電算センター）が「政治・行政機能」（国会、中央省庁、都庁、駐日外国公館等）とともに、発災直後の特に 3 日間程度の応急対策活動期に継続性を確保すべき首都中枢機能と定められている。また、経済機能については、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとるとともに、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信することにより、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすことが求められている。

このような中、金融庁においても、災害発生時に優先的に実施する業務を継続するための体制を整備する観点から、平成 19 年 6 月に策定された「中央省庁業務継続ガイドライン」等に基づき、平成 20 年 6 月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定・公表した。また、平成 22 年 8 月には、更なる体制強化を図る観点から、本計画の改定を行ったところである。

そして、今般、金融庁では、東日本大震災において、これまでの想定を上回るレベルの災害が発生したことを受け、当時の経験や教訓を整理するとともに、これまでの業務継続体制の実効性を高める観点から、本計画の改定を行うこととした。

地震等の発生時における業務継続体制の強化には不断の努力が必要である。今後も金融庁では業務継続体制の強化に向けて更なる取組みを行うこととするが、同時に金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求めるなど、引き続き、関係機関と緊密に連携をとりつつ、金融システム全体において、地震等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築することを目指すこととしたい。

2. 業務継続の基本方針

想定災害等発生時において金融システムの機能の維持を図るべく、下記の方針に基づいて、業務継続に向けた取組みを進めていく。

- ① 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ② 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

3. 本計画の構成

本計画は以下の通り、全 5 章で構成する。

第1章 適用範囲、想定する災害・被害等

本計画において想定する災害の規模や被害状況、本庁舎や公共交通機関、本庁舎に係るライフラインの状況について記述

第2章 実施・継続すべき優先業務

想定災害発生時においても、金融庁として優先して実施・継続すべき業務の概観及び基本的考え方について記述

第3章 非常時優先業務を実施・継続するための執行体制の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、必要な要員等の人的資源に関し、執行体制を確保するための方針や権限の委任に対する考え方について記述

第4章 非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、本庁舎・施設の被害・対策等の物的資源に関し、執務環境を確保するための取組みについて記述

第5章 教育・訓練及び計画の見直し

災害対応の実効性を高めるための、本計画の見直しに関する方針や、平時における職員に対する研修・訓練について記述

第 2 章に掲げる優先業務を担当する各課室は、当該業務の実施手順や外部連絡先、当該業務に従事する非常時参集要員等を定めた非常時優先業務マニュアルを整備する。その際、これらの業務に精通した者が当該業務に従事できない場合に備え、同マニュアルの内容を極力詳細に記述することにより、要員の代替性を高め、ひいては業務継続体制の実効性の向上を図る。

なお、本計画の見直しを行う際には、長官以下各局幹部で構成する「金融庁業務継続推進会議」を開催し、見直しの内容を審議することとする。

第1章 適用範囲、想定する災害・被害等

1. 適用範囲

本計画は、以下で述べる想定災害(首都直下地震)を適用範囲とする。

ただし、第5章に記載する通り、毎事務年度行う本計画の見直しの中で、異なるタイプの災害に拡大していくことを引き続き検討する。

なお、当面の間、想定する首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用することとする。

2. 想定災害

本計画の前提となる想定災害は、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」報告に基づき、「東京湾北部地震(M7.3、東京23区の最大震度6強)」が以下の2つの状況で発生した場合を想定する。

- ① 就業時間外の場合：日曜の夕方18時、風速15m
- ② 就業時間内の場合：平日の夕方18時、風速15m

3. 被害想定

上記2.の災害が発生した場合に想定される首都圏の被害状況は、同報告に基づき以下の通りとする。

- ・ 死者： 約1.1万人
 - ・ 負傷者： 約21万人(うち重傷者約3.7万人)
 - ・ 帰宅困難者： 約650万人(東京都で発生する帰宅困難者数は約390万人)
 - ・ 避難者： 1日後 約700万人(うち避難所生活者約460万人)
1ヶ月後 約410万人(うち避難所生活者約270万人)
 - ・ 建物全壊： 約85万棟(うち火災焼失約65万棟)
 - ・ ライフライン施設被害による供給支障(想定災害発生1日後)：
 - 電力 約160万軒<12.9%>
 - 上水道 約1,100万人<33.3%>
 - ガス 約120万軒<19.0%>
 - 通信 約110万回線<9.3%>
- ※ 上記<>内の数値は東京都内における支障率を表す。

4. 周辺環境想定

想定災害発生時における周辺環境(本庁舎、公共交通機関、本庁舎に係るライフライン等)の状況は、同報告及び関係各先から聴取した結果に基づき、以下の通り想定する。

(1)本庁舎(中央合同庁舎第7号館(西館))

本庁舎は、建物に作用する地震力を低減させる制震構造を有しており、震度7程度までの耐震性能が確保されている。従って、想定災害発生時において、本庁舎に大きな物的損傷は発生せず、本庁舎で継続して業務が遂行できるものと想定する。

(2)公共交通機関(鉄道)

想定災害発生後3日間、公共交通機関は途絶するものと想定する。

(3)本庁舎に係るライフライン等

①電力関係

想定災害発生後2日間程度は外部からの商用電力供給が途絶するものと想定する。ただし、本庁舎においては、商用電力の供給が停止した場合に備え、非常用発電設備を有しており、現在、72時間連続運転可能な燃料を備蓄している。従って、想定している商用電力の途絶の間も、本庁舎における電力利用は可能とする。

なお、非常用発電設備は、商用電力の供給が停止した場合に自動的に起動する。非常用発電設備を使用した場合における電力を利用した各設備の状況は以下の通り。

- (i) 照明: 庁議室等、階段は全灯、一般事務室は1スパン(6.4m×6.4m)1灯、廊下は全灯数の1/2～1/3が点灯。
- (ii) セキュリティ: 防犯キーボックス、防犯センサーは全て稼動。
- (iii) 共用設備: 共用サーバ、庁内LAN回線、電話交換機、一部のエレベーター(半数程度)等の共用設備は使用が可能。
- (iv) OA機器: PC、プリンター等のOA機器の一部は、各執務室に設置されている非常時OAタップに接続することで使用が可能。

②固定電話

構内電話交換機は、本庁舎と同等の耐震性を有しており、非常用発電設備からの電力供給も確保されるため、使用可能とする。このうち、内線電話については、通常通りの利用が可能なものと想定する。外線電話・FAXについては、想定災害発生後1週間程度は輻輳によりつながりにくくなると想定するが、災害時優先電話^(注)については、発信に関して、通常に近い形での利用が可能なものと想定する。内閣府及び内閣官房との緊急連絡用の中央防災無線電話及び中央防災無線FAXは、通常通りの使用が可能なものと想定する。

(注)災害時優先電話は、想定災害発生時において、対外的に連絡を取る必要性が高い部署を中心に設置している。

③携帯電話

携帯電話については、想定災害発生後 1 週間程度、輻輳によりつながりにくくなると想定する。ただし、携帯電話のメール等のパケット通信は利用が可能なものと想定する。また、衛星携帯電話についても、通常通りの利用が可能なものと想定する。

④インターネット

想定災害発生後 6 日間程度、通信回線の断線等が発生するため使用不可と想定する。

⑤上下水

(i) 上水： 想定災害発生後 3 日間程度、外部からの供給が途絶するものと想定する。もともと、この間、中央合同庁舎第 7 号館(西館)の利用者(約 2,000 名)の最低 11 日分程度が受水槽に備えられているため、上水の利用は可能なものと想定する。

(ii) 中・下水： 想定災害発生後 3 日間程度、外部からの供給が途絶するものと想定する。トイレ洗浄水(雑用水)が、中央合同庁舎第 7 号館(西館)の利用者の最低 4 日分程度が受水槽に備えられている。また、汚水は排水調整槽に同利用者の 7 日分程度が貯留可能とする。従って、供給途絶の間も中・下水の利用は可能なものと想定する。

第2章 実施・継続すべき優先業務

1. 実施・継続すべき優先業務の抽出にあたっての考え方

金融庁としては、想定災害発生時においても、金融システムの機能の維持に努めていくことが重要である。他方で、先に述べたように、ライフラインの機能が想定災害発生後に大幅に低下するため、本庁舎の設備機能も大幅に低下し、業務遂行に支障が生じることが考えられるほか、本庁舎における職員の収容力にも制約が生じてくる。さらに、就業時間外においては、公共交通機関に多大な被害が生じ、道路の変形・火災の発生・建物の倒壊等により歩行による本庁舎への参集も困難な中、業務に着手できる職員は非常に限られることが予想される。

そこで、こうした行政資源の制約を踏まえ、想定災害発生時において金融庁が行うべき業務を、真に実施・継続が必要であると考えられる最小限の業務(「非常時優先業務」)に限ることとする。当該業務については、「金融庁防災業務計画」(平成 23 年 12 月改定、以下「防災業務計画」という)において規定しているが、本計画策定時に改めて、「中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき、当該業務の見直しを行っている。

具体的には、金融庁が所掌する業務及び想定災害発生時における特有の業務を全て洗い出した上で、その停止・未実施による社会への影響度を 5 段階(レベルⅠ～レベルⅤ)で評価し、想定災害発生後 2 週間以内に中程度の影響(対象とする目標レベルに対

象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解するレベル)が生ずると見込まれる業務を、非常時優先業務として抽出した。

さらに、金融庁では、こうした非常時優先業務に中程度の影響が発生すると見込まれる時間を、当該業務の「目標時間」として設定する。被災の状況にもよるが、遅くとも目標時間までに各業務を遂行することで、多大な社会的影響が発生することを抑制し、もって金融システムの機能の維持に努めていく。

<参考：社会への影響度の評価区分>

レベルⅠ：影響は軽微～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことによる社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅡ：影響は小さい～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅢ：影響は中程度～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

レベルⅣ：影響は大きい～

対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

レベルⅤ：影響は甚大～

対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

2. 非常時優先業務

上記により抽出した非常時優先業務は、以下の通り、「災害時に実施すべき応急業務」と、これらの業務を遂行する上で必要な「内部管理に関連した業務」に分けられる。

(1) 災害時に実施すべき応急業務

① 災害対策本部に係る業務

防災業務計画上、想定災害である震度 6 強以上の地震が発生した場合、金融庁における災害対応の取りまとめを行う金融庁災害対策本部(以下「災害対策本部」という)

を即時に立ち上げる。その後、災害対策本部の機能を確保するため、以下の業務を直ちに開始する。

- －災害対策本部の設置・運営に関する庶務
- －庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理
- －外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整
- －職員の参集・配置に関する総合調整
- －国会及び取材への対応

②金融市場等における状況の確認に係る業務

金融機関、取引所、清算機関等から、主要金融市場の状況、取引所や清算機関等の被災状況や業務への影響等を聴取し、災害対策本部へ報告する。金融機関、取引所、清算機関等との間では、それら機関の窓口と複数の連絡先を事前に交換し、連絡体制の複線化を図るほか、インターネットが使用できる場合は関係者間で構築しているBCP ウェブサイトを活用するなど、情報源の多様化を図る。また、災害対策本部においても、関係先との間で主要金融市場の状況について情報を共有するように努める。

(注)「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月)においては、官邸に設置される緊急災害対策本部に対して、金融庁が速やかに通報する事項として、社会的混乱に関する情報(金融状況を含む)が挙げられている。

(金融市場等の状況を聴取する対象先)

- ・ 金融商品取引所、清算機関等
- ・ 主要行等
- ・ 金融商品取引業者等

(聴取する内容)

- ・ 金融市場の状況
- ・ 取引・決済の状況
- ・ 取引所、清算機関等の被災状況

③金融機関における状況の確認に係る業務

金融機関から、各金融機関の被災状況や業務への影響等を聴取し、災害対策本部へ報告する。金融機関との間では、それら機関の窓口と複数の連絡先を事前に交換し、連絡体制の複線化を図るほか、インターネットが使用できる場合は関係者間で構築しているBCP ウェブサイトを活用するなど、情報源の多様化を図る。

(被災状況等を聴取する対象先)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・ 主要行等 | ・ 保険会社等 |
| ・ 地域銀行 | ・ 金融商品取引業者等 |
| ・ 協同組織金融機関 | ・ 預金保険機構、整理回収機構 |
| ・ 郵便貯金銀行、郵便保険会社 | ・ 貸金業者等 |

(聴取する内容)

- ・ 営業所等(支店、ATM 等を含む)の被災状況
- ・ 営業への影響
- ・ その他業務への影響

④国民、金融機関、海外当局等への情報発信に係る業務

金融市場や金融機関等の状況及び金融庁の対応状況等に関する情報を記者会見等を通じて国民や金融機関等の関係者に迅速に発信するほか、インターネットが使用できる場合は金融庁ウェブサイトへの掲載・更新を通じて情報提供を行う。

また、海外の当局や金融機関等にも積極的に情報提供を行うことにより、日本の金融システムに対する懸念の払拭に努める。

⑤金融庁の運用する行政手続に係るシステムの管理・運用に係る業務(EDINET)

EDINET システムを維持することで、有価証券報告書等を EDINET により受け付け、公衆縦覧に供することにより投資判断に必要な情報提供の維持を図る。

⑥金融機関に対する被災者支援の要請に係る業務

被災時における復旧を支援する観点から、金融機関等の被災状況等も勘案しつつ、必要に応じて、財務局長等が日銀と連名で、貸出の迅速化・貸出金の返済猶予や、預貯金の払戻しの利便を図ること等を内容とする金融上の措置の要請を金融機関に対して発出する。

(2)内部管理に関連した業務

①行政資源の被災状況の確認に係る業務

ー職員の参集可能性の確認に係る業務

想定災害発生後直ちに、「安否確認サービス」を利用して、全職員の安否状況と参集可能性に関する情報をとりまとめ、災害対策本部に報告する。また、非常時優先業務を担当する課室の非常時参集要員を確認するとともに、各課室から参集予備者の参集要請があった場合には、各課室の業務や本庁舎の周辺環境等を踏まえ、参集する者を速やかに定め、その者に本庁舎への参集を要請する。

ー本庁舎・施設・災害時備蓄等の管理に係る業務

想定災害発生後直ちに、本庁舎や施設の安全確保・確認、ライフラインの状況の確認及び災害時用に備蓄している食糧等の管理・配布への準備を開始する。本庁舎の安全確保にあたっては、庁舎管理受託者との連携を図る。

②庁内情報システムの管理等に係る業務

ー庁内情報システムの障害への対応に係る業務

情報システムの障害の発生状況を把握し、災害対策本部に報告する。

ー金融庁行政情報化 LAN システムの運用に係る業務

行政情報化 LAN システムの被災範囲を特定し、復旧作業を行う。

(3) 公認会計士試験への対応

以上の業務については、通年的に非常時優先業務として位置づけられる。他方、公認会計士・監査審査会の所掌している公認会計士試験については、特定の時期(短答式試験 5 月下旬及び 12 月中旬、論文式試験 8 月下旬)に実施しており、その試験日の前後に想定災害が発生した場合、公認会計士試験の実施に係る業務を期間限定的に非常時優先業務と位置づける。

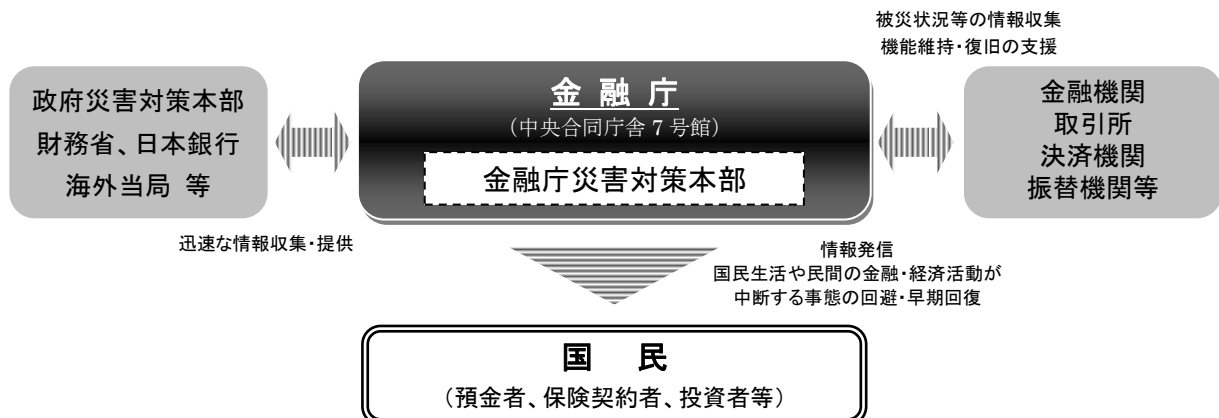
具体的には、想定災害発生の特典に応じて目標時間・対応時期を定め、試験の実施、延期又は中止の決定及び周知等に取り組むこととする。

<非常時優先業務の概観>

非常時優先業務	
	内部管理関連
○災害対策本部に係る業務 ー災害対策本部の設置・運営に関する庶務 ー庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 ー外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 ー職員の参集・配置に関する総合調整 ー国会及び取材への対応 ○金融市場等における状況の確認に係る業務 ○金融機関における状況の確認に係る業務 ○国民、金融機関、海外当局等への情報発信に係る業務 ○金融庁の運用する行政手続に係るシステムの管理・運用に係る業務(EDINET) ○金融機関に対する被災者支援の要請に係る業務	○行政資源の被災状況の確認に係る業務 ー職員の参集可能性の確認に係る業務 ー本庁舎・施設・災害時備蓄等の管理に係る業務 ○庁内情報システムの管理等に係る業務 ー庁内情報システムの障害への対応に係る業務 ー金融庁行政情報化 LAN システムの運用に係る業務

(注) 上記のほか、公認会計士試験の試験日の前後に想定災害が発生した場合には、公認会計士試験の実施に係る業務を非常時優先業務として位置づける。

＜金融庁と関係機関等との概念図(イメージ)＞



3. 非常時優先業務以外の業務の取扱い

上記以外の所掌業務における基本的な考え方は、想定災害発生当初は業務遂行を抑制し、その後、公共交通機関やライフライン等の復旧状況や職員の被災状況等に応じ、金融庁災害対策本部の議を経て、非常時優先業務、特に災害応急業務(第2章2.(1)に掲げる業務)の遂行に支障を及ぼさない範囲において、職員の安全確保や本庁舎の収容体制も念頭に置きつつ、順次、通常業務体制への復帰を目指すものとする(おおよそ、災害発生後(災害に伴い危機的状況が発生した場合には、その沈静化後)10営業日以内を目途とする。)

これらの業務のうち、検査、各種届出・許認可申請の受理及び情報システムに関する業務については、以下のような取扱いとする。

(1) 検査

想定災害発生時に金融庁検査局、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会が実施中の検査業務については、検査対象機関が被災した場合には、検査対象機関における復旧業務を優先すべき観点から、検査対象機関との協議を可能な限り経た上で、臨店・立入検査を一時的に中断することを検討する。また、検査対象機関が被災していない場合においては、検査対象機関との協議を可能な限り経た上で、臨店・立入検査を継続するか否かを検討する。

(2) 各種届出・許認可申請の受理等

法令に履行期限が規定されている各種届出・許認可申請に関し、災害により当該期限までに履行されなかったものの取扱いについては、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)」^(注)の適用状況に応じ、対応を検討することとする。

(注) 上記法律においては、ある災害が特定非常災害として政令で指定された場合、当該災害により法令に規定されている履行期限までに義務を履行できずに行政上・刑事上

の責任が問われることを猶予する必要があるときは、一定期間、不履行について免責期限を定めることができることとなっている。

(3) 情報システム

非常時優先業務以外の情報システムのうち、当該情報システムが停止することにより、国民等のほか、財務局や自主規制団体等の対外的な利用者に影響が生じるおそれがあり、当該情報システムの目標復旧時間を2日以内としている情報システムについては、非常時優先業務に準じ、個別の情報システム毎に業務継続マニュアルを作成し、定期的に内容の見直し及び訓練を実施する。

第3章 非常時優先業務を実施・継続するための執行体制の確保

想定災害発生時においては、非常時優先業務に従事できる職員が極めて限定されることが想定されるため、前章に掲げる非常時優先業務を実施・継続するために必要な要員を確保すべく、非常時参集要員を予め指定するとともに、想定災害発生時における職員の行動、安否確認及び権限委任等について、以下の通り定めることとする。

1. 非常時参集要員の指定

(1) 非常時参集要員の種類

① 災害対策本部員

災害対策本部員については、防災業務計画において、特定の官職にある者を指定することとしているが、災害対策本部長(大臣)の指示によってその他の者を追加で指定することができる。

② 非常時参集者

非常時参集者については、各課室長が、各課室の非常時優先業務を開始する時間以内に本庁舎に参集できる各課室の職員の中から非常時優先業務を遂行する際に本庁舎に参集する必要がある人員数(以下、「必要人員」という)と同数以上の者を指定する。ただし、各課室の職員で必要人員を充足できない場合は、この限りではない。

③ 第一参集予備者

第一参集予備者については、非常時参集者が公共交通機関の途絶等の事由によって参集に時間を要し、非常時優先業務を目標時間内に遂行できない場合に備えるためのものであり、各課室長が各課室の非常時優先業務を開始する時間以内に本庁舎に参集できる各課室の職員の中から上記非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上を目途に指定する。ただし、各課室の職員で必要人員を充足できない場合は、この限りではない。

④ 第二参集予備者

第二参集予備者については、非常時参集者と第一参集予備者が公共交通機関の

途絶等の事由によって参集に時間を要し、非常時優先業務を目標時間内に遂行できない場合に備えるためのものであり、非常時優先業務以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約 6km 以内^(注)に居住する職員(産前・産後休暇や育児休業中の職員、再任用職員及び非常勤職員等を除く)を第二参集予備者とする。

(注)職員は毎時 3km の速度の連続歩行で自宅から本庁舎まで参集すると考え、2 時間以内に参集することができる職員を第二参集予備者の対象とする。

(2) 参集体制の検証

総務企画局政策課は、毎年的人事異動後、各課室が定めた非常時参集者及び第一参集予備者を集約した上で、その参集体制の実効性を検証し、必要に応じて各課室に参集体制の見直しを指示する。

また、非常時参集要員に指定されている者が、自宅から本庁舎までの道程や所要時間、河川や高速道路等の障害物等を確認することにより、参集体制の実効性を高める観点から、毎年、非常時参集要員に指定されている者を対象として、自宅から本庁舎までの徒歩参集訓練を実施する。

2. 想定災害発生時における職員の行動

(1) 就業時間外の場合

① 非常時参集要員の行動

災害対策本部員は、想定災害が発生したことを認識次第、「安否確認サービス」から職員の携帯電話に一斉に配信されるメールに職員や家族の安否等の情報を登録した上で、指示を待つことなく、余震や津波等の情報に注意を払いつつ、直ちに本庁舎に参集する。なお、本庁舎に参集できない場合は、携帯電話や衛星携帯電話等を活用し、災害対策本部や金融機関等の関係者と連絡をとるものとする。

非常時参集者は、想定災害が発生したことを認識次第、「安否確認サービス」から職員の携帯電話に一斉に配信されるメールに職員や家族の安否等の情報を登録した上で、指示を待つことなく、余震や津波等の情報に注意を払いつつ、所属課室の非常時優先業務を開始する時間までに本庁舎に参集する。なお、本庁舎への参集を開始する際、その旨を第一参集予備者に連絡する。また、参集後は、直ちに非常時優先業務を開始する。

第一参集予備者は、想定災害が発生したことを認識次第、「安否確認サービス」から職員の携帯電話に一斉に配信されるメールに職員や家族の安否等の情報を登録した上で、想定災害発生後 1 時間以内に非常時参集者から参集する旨の連絡がない場合は、余震や津波等の情報に注意を払いつつ、本庁舎への参集を開始する。また、参集後は、直ちに非常時優先業務を開始する。

第二参集予備者は、想定災害が発生したことを認識次第、「安否確認サービス」から職員の携帯電話に一斉に配信されるメールに職員や家族の安否等の情報を登録した

上で、当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機する。その後災害対策本部から参集の要請を受けた場合は、余震や津波等の情報に注意を払いつつ、本庁舎への参集を開始する。また、参集後は、災害対策本部の指示に従って必要人員が不足している課室の非常時優先業務を補助する。

ただし、非常時参集要員であっても、次の場合は参集を免除するものとする。

- 1) 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院の必要がある場合
- 2) 職員の病気又は家族等の病気の看護、介護等の理由により参集困難な場合
- 3) 職員が遠隔地に出張中の場合
- 4) 参集途中において、火災等により通行できず、参集が事実上不可能な場合又は救命活動に参加する必要がある場合
- 5) 本庁舎に到着したものの、建物の倒壊・崩落等の客観的危険性が認められる場合又は室内における火災等により入室そのものが困難な場合(別の参集場所が選定された場合はこの限りではない。)
- 6) その他前各号に掲げる事由に類する場合

②非参集要員の行動

非常時参集要員に指定されていない職員は、原則として指示があるまで自宅や避難所等の安全な場所で待機する。ただし、通信手段の途絶等によって非常時参集者等からの指示を受けることができない場合は、非参集要員の状況が上記①の参集免除規定の各項目に該当せず、かつ自らの状況を踏まえ参集可能であると判断した場合に限って、本庁舎への参集を開始する。

また、自宅等での待機の間は、自宅周辺での救出・救護活動や地域におけるボランティア等に積極的に従事することで、地域貢献を図ることが望ましい。

(2)就業時間内の場合

職員は、就業時間内に想定災害が発生した場合、むやみに移動せず公共交通機関の情報が明らかになるまで庁舎内で待機し、状況把握に努める。

①非常時参集要員の行動

災害対策本部員、非常時参集者、第一参集予備者及び平時において各課室の非常時優先業務を所掌する者については、まず、家族の安否を確認する。家族と連絡が取れない場合は、課室内に家族の安否確認を行う者を指定し、その者に当該課室員の家族の安否確認を依頼する。

その後、災害対策本部員は災害対策本部に直ちに参集し、非常時参集者、第一参集予備者及び平時において各課室の非常時優先業務を所掌する者は非常時優先業務を直ちに開始する。就業時間を過ぎても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、非常時優先業務を継続する体制を確保して、所属課室長等の許可を得た上で、帰宅して家族の安否を確認する。

なお、第二参集予備者については、各課室が必要人員を確保することができない場

合に備えるためのものであり、就業時間内に想定災害が発生した場合には、このような事態は発生しないことが想定されることから、以下の通り、非参集要員と同様の行動をとるものとする。

②非参集要員等の行動

非常時参集要員に指定されていない職員（平時において各課室の非常時優先業務を所掌する者を除く）及び第二参集予備者については、想定災害発生時には帰宅困難者の大量発生によって帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関の運行状況等の情報が明らかになるまでの間は、原則として家族の安否を確認した上で、むやみに移動せずに庁舎内で待機する。就業時間を過ぎても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、所属課室長等の許可を得た上で、帰宅して家族の安否を確認する。

庁舎内待機中は、災害対策本部の指示に従って、庁舎内負傷者の救護活動及び執務室の復旧業務に協力するとともに、要員が不足している課室の非常時優先業務の補助、本庁舎周辺地域の救出・救助活動及び避難者支援等に携わる。

なお、外出先等で被災した場合には、自らの安全確保及び状況把握に努めるとともに、所属課室に状況を報告し、所属課室長等の指示を仰ぐ。

(3) 想定災害発生に備えた取組み

①想定災害発生に備えた備蓄の推奨

地震の発生に備えて、各職員が必要な物資を各自で用意しておくことを推奨する。特に、長時間歩くための靴（スニーカーなど）、体温調節を行うための衣服、カイロ、飲料水、非常用食料を持ち合わせておくことを推奨する。

②家族の安否確認

家族の安否確認は、電話等が輻輳することが想定されるので、予め安否を確認する方法を家族で確認し訓練しておく。なお、被災時の安否確認方法については、通信事業者より以下のようなサービスが提供される。

- ・ 災害時伝言ダイヤル(171)
- ・ 各携帯電話会社の災害用伝言板

3. 職員の安否確認

金融庁では、民間事業者が提供する「安否確認サービス」を導入している。本サービスは、東京都（諸島を除く）、埼玉県、千葉県及び神奈川県で震度 5 強以上の地震が発生した場合に、職員の携帯電話に一斉にメールが配信され、職員は、①職員及び家族の安否、②本庁舎への参集の可否及び参集に要する時間等の情報を登録するものである。

また、本サービスによる安否確認ができない場合に備えて、全ての職員の緊急連絡網を策定しており、これらを活用し、職員の安否確認を確実に行う。

4. 権限委任

災害の発生時において、非常時優先業務を含む金融庁の業務を的確に遂行するためには、組織内の指揮命令系統が確立されていることが重要である。

災害対策本部については、防災業務計画において、その長である大臣が指揮をとれない場合は、副大臣、大臣政務官、長官、総務企画局長、総括審議官、監督局長、検査局長の順で、その職務を代行するものとされている。なお、指揮をとる者については、総務企画局政策課（政府災害対策本部との連絡・調整業務の権限者）が連絡をとることができる者の中で最高順位の者とするものとする。

また、非常時優先業務を所掌する各課室は、当該業務の権限者が参集できず、かつ、連絡が取れない場合であっても、適切な意思決定を行うことができるよう、各非常時優先業務マニュアルにおいて、各業務の権限者及び権限委任の順序（第 5 順位程度まで）を予め定め、総務企画局政策課に登録するものとする。また、権限が課室長未満のレベルまで委任される場合は、所属局総務課、災害対策本部と密接に連携を取り、意思決定を行うこととする。

なお、文書決裁に関しては、権限者の参集の状況に関わらず、金融庁文書決裁規則の特例として、事後決裁が認められている。

第4章 非常時優先業務を実施・継続するための執務環境の確保

非常時優先業務を実施・継続するにあたっては、必要な人員を確保することに加えて、本庁舎における執務環境を整備しておくことが重要である。以下では、庁舎・設備、通信、行政情報システム及び広報等に関する現時点における取組状況をまとめた上で、今後の課題を整理することとする。

1. 庁舎・設備

(1) 庁舎

本庁舎は、建物に作用する地震力を低減する制震構造を有しているなど、高い耐震・防災機能が確保されているため、想定を上回る震度 7 程度の地震が発生した場合でも、本庁舎に大きな物的損傷はなく、本庁舎で継続して業務が遂行できるものと想定している。また、想定災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者等との役割分担を定めたマニュアルを整備している。

なお、金融庁では、想定以上の大きな災害が発生するなど、本庁舎に大きな物的損傷が生じ業務が遂行できなくなる場合に備えて、代替拠点となる候補地を複数定めている。本庁舎で業務が遂行できなくなった場合は、災害対策本部が、本庁舎や代替拠点の周辺地域の被災状況等を踏まえ、代替拠点とする施設を決定した上で、全職員に周知する。

(2) 備蓄

帰宅困難の状況が発生することに備えて、全職員を対象として、3 日分を目途に必要な食料品、飲料水等の備蓄を確保する。なお、来訪者に配給する物資も考慮するものとする。

また、全職員分の毛布やヘルメット等の防災用品を備蓄するとともに、基本的な医薬品（包帯・消毒液・絆創膏）やバール、ジャッキ、ハンマー等の器具が内包されている防災キャビネット及び担架を各階に設置する。さらに、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池、電池交換式の携帯電話充電器等を確保する。

なお、備蓄品については、毎年、その保管状況及び消費期限等を確認するとともに、その時々状況の変化等に配慮した備蓄内容の精査を行い、必要な場合は計画的に調達するものとする。

(3) 什器転倒対策

各執務室内のロッカー等の什器転倒対策については、地震時における負傷者防止対策と金融庁の業務継続の両方の観点から実施する。

各課室は、特に重要な OA 機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類・備品等の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにする等の措置を講じる。また、総務企画局総務課は各課室における什器転倒対策を定期的に検証し、必要があれば、各課室の取組みを見直すよう指導する。

2. 通信の確保

金融庁では、想定災害発生時に通信が輻輳する場合においても、金融機関等の関係者と連絡をとり、金融市場や金融機関等における情報を迅速に確認することが重要であるとの観点から、複数の連絡手段を確保するなど、金融機関等の関係者との連絡体制の強化に努めている。

固定電話については、金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い部署を中心に、災害時優先回線を措置した電話を配備する。なお、商用電力供給が途絶え、非常用発電設備に切り替わった場合でも、これらの電話は継続して使用できるように措置する。

また、本庁舎内には、中央防災無線電話が設置されており、通信が輻輳する場合においても、内閣総理大臣官邸等の指定行政機関や日本銀行等の指定公共機関、地方公共団体等の防災関係機関と連絡をとることができる。

携帯電話については、金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い職員を中心に、災害時優先回線が措置された携帯電話を貸与する。

さらに、一部の幹部及び金融機関等の関係者に連絡をとる必要性が高い職員の自宅には、衛星携帯電話を配備するほか、これらの職員を対象として、衛星携帯電話の通話環境や操作手順を確認するための訓練を毎年実施する。

3. 行政情報システム

(1) メール・共有ファイル

メール及び共有ファイルのサーバについては、免震構造を施し、自家発電装置を整えており、サーバの二重化も実施している。また、それらのデータのバックアップは磁気テープを活用して日次で実施しており、そのデータを定期的に遠隔地で保管している。

(2) EDINET

EDINET については、メイン・センターに耐震構造を施し、自家発電装置等の設備を整えているほか、バックアップ・センターを大阪府に設置するなど、想定災害発生時でも必要最低限の業務を継続できる体制を整備している。

想定災害発生時に、メイン・センターの被災によって業務が継続できなくなった場合は、必要に応じて切替作業を開始する。また、金融庁ウェブサイトの本システムの被災状況や代替措置を掲載すること等を通じて周知を図る。

なお、想定を上回る被害を受ける場合には、本システムが作動しないことや、作動しても一部の回線等が寸断されていること等により十分に機能しないことが想定されるため、必要に応じて投資家等の負担を軽減するための代替措置を講じるとともに、金融庁ウェブサイトの本システムの被災状況や代替措置を掲載すること等を通じて周知を図る。

4. 広報

想定災害発生時には、国民や報道機関、海外当局、金融市場の参加者に対して、金融市場や金融機関等の情報を適切に提供することにより、日本の金融システムに関する不安を払拭することが金融庁の重要な責務である。このため、金融庁では、想定災害発生後早急に情報提供を開始できる体制の強化に努めている。

金融庁では、災害発生時における情報提供の手段として、金融庁ウェブサイトが重要であると認識しており、そのサーバを二重化しているほか、免震構造や自家発電装置、無停電電源装置を完備したデータセンターに設置するなど、想定災害発生時でも情報提供が継続できる体制を整備している。

また、災害発生時には、携帯電話向けを含めた金融庁ウェブサイトによる情報提供のみならず、テレビ、新聞、ラジオ、金融庁 Twitter、被災地での説明会及びポスター掲示など、様々な手段で情報提供に努める。

5. 帰宅困難者への対応

(1) 来訪者

想定災害発生時に本庁舎を来訪していた者については、職員と同様、安全が確認されてから庁舎外へ出てそれぞれの目的地への移動を開始してもらうものとする。それまでの間は、非常時優先業務の遂行に支障が出ないよう、ロビー等で待機してもらうこととし、事務室への立入りは制限するものとする。

(2) 庁舎外の帰宅困難者

職員以外の庁舎外の帰宅困難者に対しては、千代田区が指定している帰宅困難者支援場所^(注)を教示する。

(注)「帰宅困難者支援場所」とは、帰宅困難者に帰宅に必要な情報や携帯食料等を提供するなどの支援を行う場所であり、千代田区では、皇居外苑、皇居東御苑、外濠公園、北の丸公園、日比谷公園、真田堀運動場が帰宅困難者支援場所として指定されている。

6. 今後の取組み

金融庁の業務継続体制の運用・整備面での充実を図る観点から、引き続き、以下の取組みを進める。

①金融機関等の関係者との連絡手段の強化

想定被害発生時には、携帯電話は輻輳によって1週間程度つながりにくくなるとされている。金融庁では、その間、中央防災無線電話や衛星携帯電話を活用して金融機関等の関係者と連絡をとることを想定しており、各課室が非常時優先業務を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星携帯電話の増設など、連絡手段の強化に努める。

②想定災害発生時における広報活動の継続体制の強化

金融庁では、想定災害発生時でも広報活動が継続できる体制を整えているが、関東地方が広域に被災する場合やインターネットが長期間使用できなくなる場合は、広報活動に大きな支障が生じる可能性がある。今後、こうした事態に備えて、金融庁ウェブサイトのバックアップ・センターの設置や他機関のウェブサイトを活用する広報活動を検討する。

③首都圏が広範囲に被災する場合の業務継続体制の検討

首都圏が広範囲に被災する場合は、関東地方以外に拠点を移し、そこで業務を継続する必要がある。金融庁では、こうした場合に備えて、今後、代替拠点で円滑に業務が継続できるよう、政府全体での検討状況を踏まえ、更なる検討を進める。

第5章 教育・訓練及び計画の見直し

1. 教育・訓練等

本計画策定後、その実効性を高めていくためには、平時において、職員に対する防災訓練や研修等の機会を通じ、職員の防災に対する意識を高めるとともに、想定災害発生時における業務継続に向けた取組みへの理解を深めることが重要である。

これらの観点から、年1回(9月を目途)参集訓練を実施するほか、「安否確認サービス」に関し、携帯電話メールアドレスの登録率の向上、操作手順の周知に努め、習熟のための訓練を少なくとも年1回(9月を目途)実施する。また、全職員を対象とした本計画に

についての研修を行う

ほか、非常時参集者、第一参集予備者については、日常より、担当する非常時優先業務の習熟に努める。

また、これらの訓練や研修の内容については、実効性の高い内容となるよう、金融システムを巡る環境の変化等を踏まえ、絶えず見直すこととする。

2. 本計画の検証・見直し

本計画に規定した事項については、その実効性を検証することが重要である。こうした観点から、総務企画局政策課は、毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務マニュアルの確認や上記訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証するものとする。

さらに、本計画は、金融システムを巡る環境の変化や金融庁の組織の変更等を踏まえ、絶えず見直すことが重要であり、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行うことを検討する。なお、その際には、本計画の想定する災害について、異なるタイプの災害が発生した場合の対策についても拡充するべく検討する。

また、金融庁の業務を一部委任している財務局等とは、業務継続に係る事務フローや連絡体制等について有機的な連携を図る。